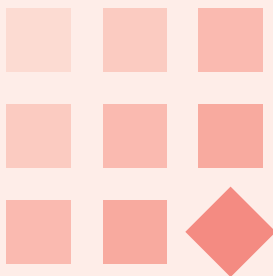


やっかん

ご契約のしおり・約款



無配当〈終身保険〔無選択型〕〉



ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切な
ことがらを記載したものです。

なお、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。



はじめに

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続きなどをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり・約款は、アフラックオフィシャルホームページ
(<https://www.aflac.co.jp/>)からもご覧いただけます。



ご契約のしおり

●主な保険用語のご説明	6
-------------	---

「終身保険どなたでも」について

●「終身保険どなたでも」の特長としくみについて	10
●「終身保険どなたでも」のお支払について	11
●「リビング・ニーズ特約」について	13
●対象となる不慮の事故について	16

お支払いできない場合について

●お支払いできない場合について	17
-----------------	----

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

●お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例	20
--------------------------------	----

お申込にあたって

●生命保険募集人について	21
●クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）	22
●保険料などをお払込みいただく際のご注意	23
●保険証券などについて	23
●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ	23
●保障の開始	24

保険料のお払込について

●保険料のお払込方法（回数）	25
●保険料のお払込方法（経路）	25
●保険料の前納	26
●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱	27
●保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効	28

- ご契約の復活…………… 29
- お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合…… 30
- 保険料のお払込が困難な場合…………… 32

ご契約後について

- 解約と解約払戻金について…………… 33
- ご契約者に対する貸付について…………… 34
- 保険金等のご請求手続について…………… 35
- 保険金等のお支払の時期について…………… 35
- ご契約の内容の変更…………… 37
- 管轄裁判所について…………… 38

その他生命保険に関するお知らせ

- 被保険者による解約請求について…………… 39
- お受取人による保険契約の存続（介入権）について…………… 40
- 個人情報の取り扱いについて…………… 41
- 「米国内国歳入法」（米国税法）の対応について…………… 42
- 「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社
などとの保険契約などに関する情報の共同利用について…… 43
- 「生命保険契約者保護機構」について …………… 46
- 税法上のお取扱について…………… 49

約款・特約条項

約款・特約条項

終身保険〔無選択型〕 普通保険約款	56
リビング・ニーズ特約	71
指定代理請求特約	77
保険料口座振替特約	80
保険料クレジットカード支払特約	85
責任開始期に関する特約	89

別表

別表	92
----------	----



目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

① 保険用語の意味を知りたい



主な保険用語のご説明

P6

② 申込を撤回したい



クーリング・オフ制度

P22

③ いつから保障が開始するのか知りたい



保障の開始

P24

④ この保険のしくみが知りたい



「終身保険どなたでも」

P10

保険料について

⑤ 保険料の払込方法
を変えたい

保険料の
お払込方法(回数) P25

保険料の
お払込方法(経路) P25

⑥ 効力を失った保険を
もとに戻したい

ご契約の復活 P29

ご契約後について

⑦ 保険金等の請求手
続について知りたい

保険金等のご請求
手続について P35

⑧ 保険金を受取れな
いケースについて
知りたい

お支払いできない
場合について P17

お支払いできる場合、
またはお支払いできな
い場合の具体的事例 P20

⑨ 保険を解約したい

解約と解約払戻金
について P33

⑩ 保険料や保険金に
かかる税金につ
いて知りたい

税法上のお取扱に
ついて P49

主な保険用語のご説明

ご契約のしおり・約款をお読みいただくにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ 受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か 解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはらいもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

(例) 契約日が2026年12月1日の場合

「年単位の契約応当日」は2027年12月1日、2028年12月1日、2029年12月1日と、以後の毎年の12月1日が該当します。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

さ 失効【しっこう】

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできないことになります。

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことをいいます。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要なら変更を加えてあてはめることをいいます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

た**第1回保険料相当額【だいいつかいほけんりょうそうとうがく】**

ご契約のお申込の際にお支払いいただくお金のこと、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は**払込期月【はらいこみきげつ】**

毎回の保険料をお支払いいただく期間のことをいい、年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険(保障)がつけられている人のことをいいます。

復活【ふっかつ】

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金などを保障する期間のことをいいます。

(例) 60歳満期の場合の保険期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(ご契約の内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。「ご契約のしおり」では、ご契約者(ごけいやくしゃ)と記載しています。

保険証券【ほけんしょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんばいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができます。保険契約締結の代理権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料積立金【ほけんりょうつみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例) 60歳払済の場合の保険料払込期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

ま 免責事由【めんせきじゆう】

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

や 約款【やっかん】

ご契約についての取り決めを記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

「終身保険どなたでも」について

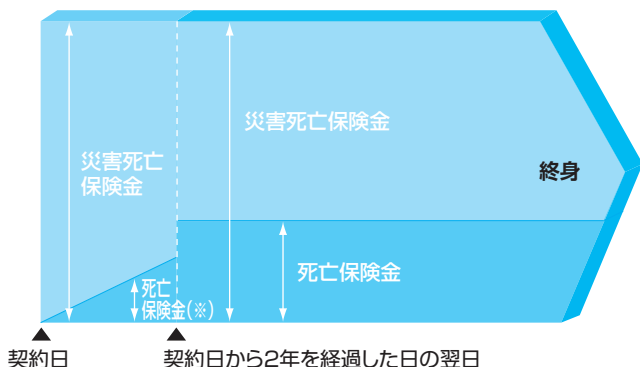
「終身保険どなたでも」の特長としくみについて

- ・「終身保険どなたでも」＜正式名称：終身保険〔無選択型〕＞は、ご健康の状態にかかわらず、どなたでもご契約できる終身保険です。このため、保険料は従来の終身保険に比べて割増されています。

【特長】

- 1 ご健康の状態に関する医師の診査、告知書による告知の必要はありません。どなたでもご契約することができます。
- 2 一生涯にわたって死亡に対する保障が続きます。
- 3 契約日から2年以内に死亡した場合は既払込保険料相当額を、契約日から2年経過後に死亡した場合は死亡保険金額を、それぞれ「死亡保険金」としてお支払いします。
- 4 不慮の事故または感染症によって死亡した場合は、「災害死亡保険金」をお支払いします。
- 5 「リビング・ニーズ特約」を付加することができます。

〈しくみ図〉



※契約日から2年以内の死亡保険金の支払額は既払込保険料相当額となります。

ご注意

- ・当社には、保険料がこの保険より割安で、健康状態についての医師の診査や告知書による告知によってご契約をお引受するかどうかが決まる終身保険があります。
- ・保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際に十分ご確認ください。

「終身保険どなたでも」のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	つぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	保険金受取人
死亡保険金	契約日から2年以内に死亡したとき	月払保険料(※)×被保険者が死亡したときまでの経過月数	
	契約日から2年を経過した日の翌日以後に死亡したとき	死亡保険金額	



- ・不慮の事故については「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
- ・所定の感染症については巻末の別表51をご覧ください。

※月払・半年払・年払の保険契約の契約日から2年以内に死亡したときの死亡保険金額は月払保険料を基準として計算します。この場合の月払保険料は、割引のない「普通保険料率」が適用されます。

ご注意

災害死亡保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
災害死亡 保険金	(1) 契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
死亡保険金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

「リビング・ニーズ特約」について

【特長】

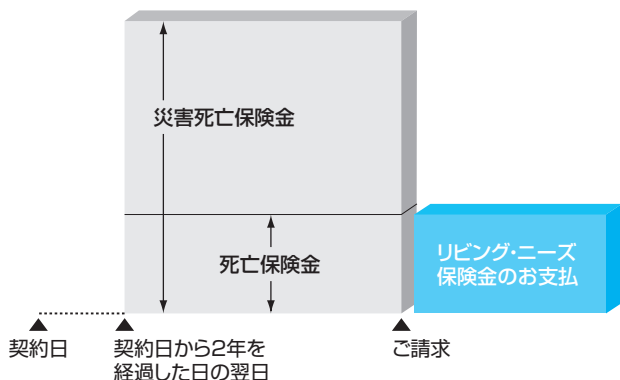
- ① 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、死亡保険金をリビング・ニーズ保険金として被保険者の生存中に受け取ることができます。
- ② リビング・ニーズ保険金は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
- ③ 「リビング・ニーズ特約」の保険料のお払込は必要ありません。

〈リビング・ニーズ保険金〉

支払事由	支払額	受取人
被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	「終身保険〔無選択型〕」(主契約)の死亡保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の「終身保険〔無選択型〕」(主契約)の死亡保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者

- ・リビング・ニーズ保険金としてお支払いする金額は、被保険者お1人につき、当社のすべてのご契約を通算して3,000万円を限度とします。
- ・「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

●「リビング・ニーズ特約」のしくみ



- ・リビング・ニーズ保険金は、「終身保険〔無選択型〕」(主契約)の契約日から2年を経過した日の翌日以後にご請求できます。
- ・ご契約は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。

●指定代理請求人の制度について

- ・被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者がつぎの範囲内であらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニーズ保険金を請求できます。
 - * 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - * 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ・指定代理請求人の制度をご利用になる場合には、つぎの点についてご了承ください。
 - * 指定代理請求人からのご請求にもとづきリビング・ニーズ保険金をお支払いする場合、当社は、ご契約者および被保険者にその旨をご連絡しません。したがって、ご契約者および被保険者の承諾なしにリビング・ニーズ保険金が支払われ、ご契約が消滅します。

- * つぎのような場合には、リビング・ニーズ保険金のお支払により、被保険者（またはご契約者）に、被保険者の余命が6か月以内であることを知られてしまう可能性があります。
 - ◇被保険者（またはご契約者）からご契約の内容について照会があった場合
 - ◇被保険者（またはご契約者）が、銀行口座の通帳などにより、保険料のお払込がなくなったことに気がついた場合
- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。(ただし、除外する事故(※)もあります。)

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・窒息 ・不慮の中毒(一酸化炭素中毒)	・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

- 免責事由に該当した場合



詳しくは、「終身保険どなたでも」のお支払についての項をご覧ください。

- 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

- 重大事由による解除の場合



重大事由については **重大事由とは…** の項をご覧ください。

- 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

・この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

- 法令等に基づく対応の場合



詳しくは、 **法令等に基づく対応について** の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・ 重大事由とはつぎのことをいいます。
- (1) 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
- (2) 保険金の請求に関して保険金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
- (3) 他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であるとき
- (4) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- (5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき（※3）
- (6) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(5)と同等の重大な事由があるとき

上記に定める事由が生じた後に、保険金の支払事由が生じていたときは、当社は保険金のお支払を行いません。（上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに保険金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社にご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金はいりません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※ 経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局（OFAC）のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

保険金をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

● 免責事由に該当した場合

〈災害死亡保険金〉

お支払いする場合	○	解 説
〈 <u>軽度の酒酔い状態</u> での事故〉 <u>酒に酔っていたが、横断歩道を通常</u> に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡した場合		保険金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、保険金をお支払いできません。 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合は免責事由に該当するため、保険金をお支払いできません。
お支払いできない場合	✕	
〈 <u>泥酔の状態を原因</u> とする事故〉 <u>泥酔して道路上で寝込んでい</u> るところ車にはねられて死亡した場合		

〈死亡保険金〉

お支払いする場合 ○	解 説
ご契約から1年後に「 <u>脳梗塞</u> 」で死亡した場合	保険金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、保険金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	被保険者が責任開始期（日）から3年以内に自殺した場合には、免責事由に該当するため、死亡保険金をお支払いできません。
ご契約から1年後に <u>自殺</u> した場合	

お申込にあたって

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)

- ・お申込者またはご契約者(以下、「お申込者など」といいます。)は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回等」といいます。)をすることができます。

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)のお払込の日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日)

- ・お申込の撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
- ・お申込の撤回等を書面などで発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回等の効力は生じません。ただし、お申込の撤回等を書面などで発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ・つぎの場合には、お申込の撤回等のお取扱ができません。
 - * 当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - * すでに契約したご契約の内容を変更する場合

●ご連絡方法

- ・お申込の撤回等は、上記の期限内に郵便(**8日以内**の消印有効)または当社ホームページ〔<https://www.aflac.co.jp/>〕より当社あてに発信してください。
- ・書面(ハガキ、便箋)の場合には、お申込の撤回等の意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

保険料などをお払込みいただく際のご注意

- ・当社の募集代理店は、保険料を現金でお預かりできません。お客様に代わって振込手続きを行うことや、アフラック以外の口座を振込先としてご案内することはございません。保険料は当社所定の方法によりお払込みください。詳細は、「保険料のお払込方法(経路)」の項をご覧ください。

保険証券などについて

- ・ご契約をお引受しますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」をご契約者にお送りします。
- ・「保険証券」などの内容が、お申込の内容と相違していないかどうか、ご確認ください。万一、内容が相違しているなど、ご不審な点があった場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

- ・現在ご契約の保険契約を解約、減額する場合には、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - * 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - * 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ・新たな保険契約については、被保険者のご健康の状態などによりお断りする場合があります。

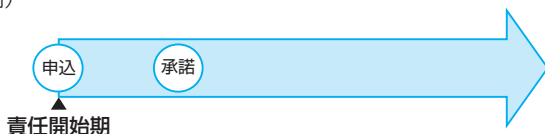
保障の開始

- ・当社がご契約上の保障を開始する時期を、責任開始期といいます。ご契約を当社がお引受することを承諾した場合の責任開始期は、つぎのとおりです。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- ・責任開始期は「申込が完了した時」(※)となります。
※申込の完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

(例)



- 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

- ・責任開始期は「申込および第1回保険料のお払込がともに完了した時※」となります。

※第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「申込およびクレジットカードの有効性の当社による確認がともに完了した時」となります。

(例)



保険料のお払込について

保険料のお払込方法(回数)

- ・保険料のお払込方法(回数)は年払、半年払、月払のうち、いずれか一つをお選びください。
- ・月払の場合は、所定のお払込方法(経路)に限ります。

保険料のお払込方法(経路)

1. 口座振替で払込む方法

- ・当社が提携している金融機関などのご契約者が指定する口座から、保険料が自動的に当社に振込まれます。この場合は、保険料領収証を発行しませんので、通帳記帳によりご確認ください。
- ・複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
 - * 所定の条件(ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれぞれ同じであること)を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
 - * ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
 - * ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

2. 払込用紙で払込む方法

- ・ 払込期月が近づきますと、当社から払込案内をお送りしますので、払込期月内に同封の払込用紙で、郵便局、当社が指定する銀行またはコンビニエンス・ストアなどにお払込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますから、大切に保存してください。

3. クレジットカードにより払込む方法

- ・ 当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、ご契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。この場合は、保険料領収証を発行しません。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。ご契約によっては、このお払込方法をお取り扱いしていない場合があります。

保険料の前納

- ・ 前納とは、個別契約の場合で、保険料のお払込方法（回数）にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- ・ 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割引きます。
- ・ ご契約が前納途中で消滅（死亡・解約等）した場合等には、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- ・ 保険料を前納した期間は、給付金・保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱

- ・保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込いただいた後に、ご契約の消滅など（ご契約または付加されている特約の消滅、減額などを含みます。）により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

〈お支払いする額〉

すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその日の属する保険料期間（※）の末日までの月数に対応する保険料相当額

※ 保険料期間

- ・年払の場合
年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間
- ・半年払の場合
半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間

〈ご契約例〉

年払契約 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒ 保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効

- ・ 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は無効または失効となります。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について
- ・ 第1回保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払 半年払 年払	責任開始期の属する日から 責任開始期の属する月の翌 月末日まで	払込期月の翌月の1日から 払込期月の翌々月末日まで

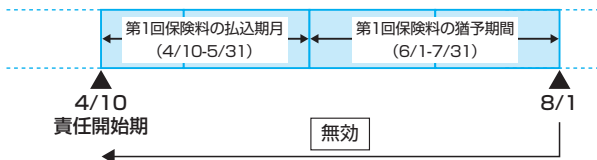
- ・ ご契約の無効

第1回保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は無効となります。（責任開始期に遡ってご契約がなかったものとなります。）

無効となった場合、つぎのとおりお取扱いします。

- (1) お支払いする払戻金はありません。
- (2) 今後新たにご契約をされる際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけない場合があります。（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

(例) 口座振替のご契約: 4月10日が責任開始期の場合



● 第2回以後の保険料について

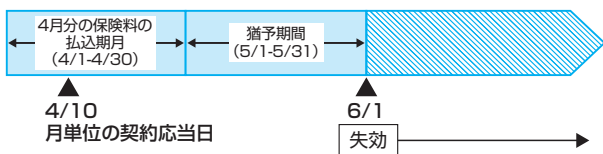
・ 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
半年払	半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	

・ ご契約の失効

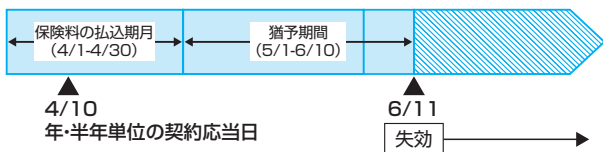
第2回以後の保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。（効力を失います。）

（例）月払のご契約：10日が月単位の契約応当日の場合



（例）年払・半年払のご契約：

4月10日が年単位・半年単位の契約応当日の場合



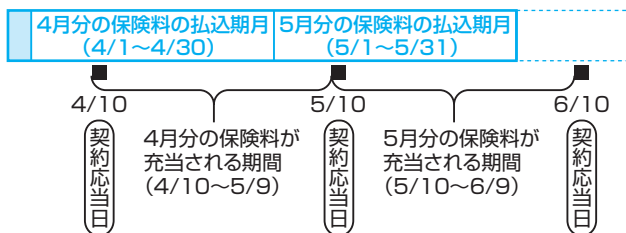
ご契約の復活

- ・ 失効したご契約でも、失効した日から3か月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、解約払戻金を請求した場合は、ご契約の復活はできません。
- ・ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込がなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱はありません。

お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合

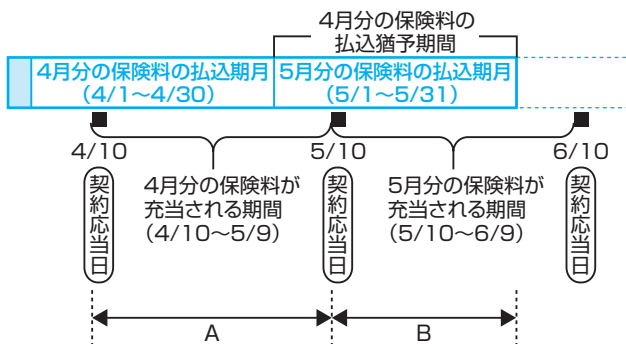
- ・ 毎回お支払いいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・保険金のお支払事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いたします。
- (1) 保険金のお支払事由が生じた場合には、お支払いする保険金からその未払込保険料を差引きます。
 - (2) お支払いする保険金が差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します（「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込がないときは無効となります）。この場合は、保険金のお支払を行いません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・ 4月分の保険料が未払込でAの期間内に保険金のお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を保険金から差引きます。4月分の保険料が未払込でBの期間内に保険金のお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を保険金から差引きます。なお、お支払いする保険金が差引くべき未払込保険料に不足する場合には、未払込保険料をお払込みください。
- また、4月分と5月分の保険料が未払込で、Bの期間経過後に保険金のお支払事由が生じた場合、ご契約は失効しており、保険金のお支払を行いません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

保険料のお払込が困難な場合

- ・ 保険料のお払込が困難な場合に、つぎの方法によりご契約を継続させることができます。

● 保険料の自動振替貸付

- ・ 一時的に保険料のご都合がつかないとき、当社が自動的に保険料を立て替え（自動振替貸付）、ご契約を継続させることができます。
- ・ 立て替えできる金額は解約払戻金の範囲内で、立替利息は所定の利率（※）（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算します。
※当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載しております。
- ・ いつでも立替の元利金の全部または一部を返済できます。なお、ご返済がありませんと、立替の元利金が増え、ご契約が効力を失うことがあります。お早めにご返済ください。
- ・ 保険料の自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。

● 払済保険への変更

- ・ 契約日から2年を経過した日の翌日以後に限り、保険料払込済の保険契約に変更できます。この場合、変更後の保険金額は所定の方法で計算します。払済保険の保険金額が所定の限度を下まわる場合は、変更はお取り扱いしません。
- ・ 払済保険に変更後、元のご契約にもどすことはできません。

● 保険金額の減額

- ・ 保険金額を所定の範囲で減額することによって、その後の保険料のご負担を軽くできます。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。
- ・主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。

●解約払戻金について

- ・生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の保険金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。（解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なります。）
- * お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。（払済保険に変更後の解約払戻金は例示されていませんので、当社へご照会ください。）

ご契約者に対する貸付について

- ・ 途中でお金がご入用のときは、ご契約者に対する貸付の制度を利用できます。
- ・ 貸付金額は主契約の解約払戻金額の9割（保険料払込済のご契約については8割）の範囲内です。
- ・ 貸付金の利息は、所定の利率（※）で計算します。
※当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載しております。
- ・ いつでも貸付金の元利金の全部または一部を返済できます。
なお、ご返済がありませんと、貸付金の元利金が増え、ご契約が効力を失うことがあります。お早めにご返済ください。
- ・ 貸付金額が所定の限度を下まわる場合は、ご契約者に対する貸付の制度はお取り扱いしません。

保険金等のご請求手続について

- ・保険金等のお支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。



- ・ご請求手続の流れについては、巻末の「保険金等ご請求手続の流れ」をご覧ください。
- ・ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。
- ・保険金等のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。

保険金等のお支払の時期について

保険金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、保険金等のお支払をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	保険金等をお支払いするために確認が必要な場合 ①保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ③重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から45日以内にお支払いします。

B	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ④ご契約者、被保険者または、保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ⑤日本国外における調査が必要な場合 ⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。 ①90日 ②180日 ③180日 ④180日 ⑤180日 ⑥60日
---	--	---

(※) ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・保険金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等の際し、ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等のお支払をしません。

ご注意

- ①お支払期限を経過して保険金等のお支払いをする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- ②保険金、解約払戻金などのご請求は、3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

ご契約の内容の変更

ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

保険金受取人の変更

● 保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を変更することができます。
- ・保険金受取人を変更する場合には、当社にご通知ください。この場合、必要書類（巻末の別表1）を当社に提出してください。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

● 遺言による保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡された後、ご契約者の相続人から当社にご連絡ください。この場合、必要書類（巻末の別表1）を当社に提出してください。
- ・保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

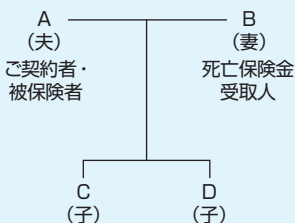
保険金受取人が死亡された場合

- ・保険金受取人が死亡された場合は、すみやかにご連絡いただき、新しい保険金受取人に変更してください。
- ・保険金受取人が死亡された時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。

- ・保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、保険金の受取割合は均等とします。

例：ご契約者・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：Bさん



Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

その他の変更事項

- ・つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - * 転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - * ご契約者、被保険者、受取人などが改姓・改名したとき
 - * 保険証券を紛失したとき

注意

ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ(承認通知書)」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

管轄裁判所について

- ・給付金・保険金・年金などのご請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または給付金・保険金・年金などの受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所のみをもって合意による管轄裁判所とします。

その他生命保険に関するお知らせ

被保険者による解約請求について

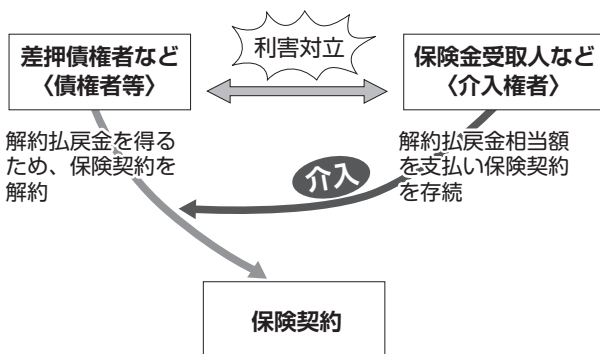
- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

お受取人による保険契約の存続(介入権)について

- ・ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金(給付金等を含む)の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① ご契約者でないこと
 - ② ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① ご契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



個人情報の取り扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- ・ 当社は「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページ〔<https://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。当社コールセンターまでお問い合わせください。

● お客さまの個人情報の利用目的について

- ・ お客さまの個人情報（マイナンバーを除きます）の利用目的はつぎのとおりです。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実（お客様の体験価値向上や商品開発等）
 - (4) 当社およびその関連会社における経営管理・財務管理・リスク管理その他これに付随する業務の遂行
 - (5) 外国の法令等に基づき、報告・調査・照会・訴訟手続その他これらに類する手続に応じること
 - (6) その他保険業に関連・付随する業務

その他の個人情報の取り扱いの詳細（個人情報の第三者への提供およびマイナンバーの取り扱いの内容など）を含む最新の内容については当社ホームページ掲載の上記プライバシーポリシーに記載していますのでご確認ください。

「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について

● 米国納税義務者に対する確認手続きについて

- ・ 米国内国歳入法では、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、保険会社を含む金融機関は、取引等をする際、お客様が米国納税義務者かを確認し、米国内国歳入庁等への報告等が求められます。このため、契約申込、保険契約に基づく給付金、保険金、払戻金等(以下「給付金等」という)のご請求、契約者変更等の取引や海外転居等に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

● 非米国居住者に対する確認手続きについて

- ・ 当社は、米国源泉所得に該当する支払における源泉税率を確認するために、給付金等の受取人等に対し、ご請求等の取引に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。また、記入いただいた内容に変更が生じた場合は、あらためて報告書類を提出いただく必要がありますので速やかに、当社コールセンターへご連絡ください。

● 個人情報の収集・利用・第三者提供

- ・ 当社は、米国内国歳入法に基づく本人確認および米国内国歳入庁等への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。
 - (1) 当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
 - (2) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
 - (3) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を米国内国歳入庁等へ報告(提供)すること

米国内国歳入法の対応の詳細については、当社ホームページ[<https://www.aflac.co.jp/>]にてご確認いただくか、当社コールセンターまでお問い合わせください。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。

相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されること

がありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関係する事項は除きます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）(2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）(3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法 |
|--|

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・ 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または消去を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- ・「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.aflac.co.jp/home_satei.html) をご確認ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかわるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかわる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかわる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることにしています。
- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかわる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません）。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、給付金額・保険

金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1：特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかわる特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することになります）。

※2：破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度がつぎのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

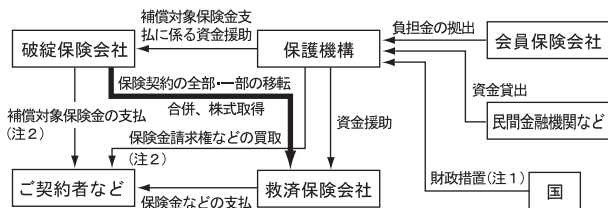
※3：責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

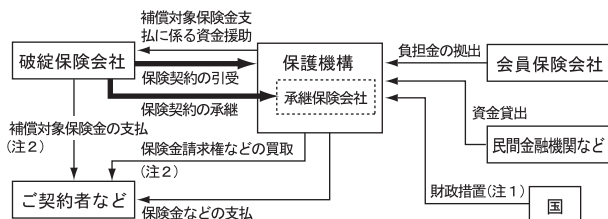
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかわる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱についてのお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

(2026年2月現在)

1. 生命保険料控除について

- ・ 払込保険料の一定額が所得税と地方税（住民税）の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

対象となる契約	納税する方が保険料を払込み、受取人が本人または配偶者その他の親族であるご契約
対象となる保険料	1月から12月までの払込保険料の合計額

- ・ 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」をお送りします。

2. 保険金の税法上のお取扱について

- ・ 契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金に対する税金が異なります。

● 災害死亡保険金・死亡保険金のお取扱

契約形態	ご 契 約 例			税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

- ・契約者と被保険者が同一人で、災害死亡保険金・死亡保険金の受取人が相続人の場合、災害死亡保険金・死亡保険金は相続税法上、一定の範囲内で非課税扱を受けられることがあります。

●リビング・ニーズ保険金のお取扱

- ・リビング・ニーズ保険金は、受取人が被保険者の場合、非課税となります。

ご案内

税法上の取扱いについては、今後の税制改正により変更となる場合があります。個別の税務の取扱い等については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

●MEMO

約款・特約条項

終身保険〔無選択型〕 普通保険約款 目次

<この保険の趣旨>

1. 会社の責任開始期
第1条 会社の責任開始期
2. 不慮の事故等の定義
第2条 不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義
3. 保険金の支払
第3条 保険金額の指定
第4条 保険金の支払
第5条 死亡保険金の支払に関する補則
4. 保険金の請求、支払時期および支払場所
第6条 保険金の請求手続き
第7条 保険金等の支払時期および支払場所
5. 保険契約者等の代表者
第8条 保険契約者、保険金受取人の代表者
6. 保険料の払込
第9条 保険料の払込
第10条 保険料の払込方法（経路）
第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第12条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
第13条 保険料の自動振替貸付
第14条 保険料の自動振替貸付の取消
第15条 保険料の前納
第16条 保険契約の復活
7. 契約内容の変更
第17条 払済保険への変更
第18条 保険料の払込方法（回数）の変更
8. 保険契約者に対する貸付
第19条 保険契約者に対する貸付
9. 保険契約者等の変更
第20条 保険契約者の変更
第21条 会社への通知による保険金受取人の変更
第22条 遺言による保険金受取人の変更
第23条 保険金受取人の死亡
第24条 保険契約者の住所の変更
10. 契約の取消し・無効・解除
第25条 詐欺による取消し
第26条 不法取得目的による無効
第27条 重大事由による解除
11. 解約・払戻金
第28条 解約
第29条 保険金額の減額
第30条 払戻金
第31条 受取人による保険契約の存続
12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
第32条 年齢の計算
第33条 年齢および性別の誤りの処理
13. 契約者配当
第34条 契約者配当
14. 時効
第35条 時効
15. 管轄裁判所

- 第36条 管轄裁判所
- 16. 保険料一時払特則
- 第37条 保険料一時払特則
- 17. その他
- 第38条 保険金の請求の際の必要書類に関する特則

終身保険〔無選択型〕 普通保険約款

(2020年1月1日改定)

主契約

終身保険
(無選択型)

＜この保険の趣旨＞

この保険は、保険契約の申込および復活の際に健康状態による被保険者の選択を行わない終身保険で、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、その他の事由により死亡した場合は死亡保険金を支払うことにより、一生涯にわたって被保険者の万一の場合にご家族の生活保障をすることを目的としたものです。

1. 会社の責任開始期

第1条＜会社の責任開始期＞

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合第1回保険料相当額を受け取った時
- 2 前項の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名・生年月日
 - (4) 保険金受取人の氏名または保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険給付の名称
 - (6) 本約款で定める保険期間
 - (7) 保険料払込期間
 - (8) 保険金の額
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日
 - (11) 保険証券を作成した年月日
- 4 保険契約の申込は、申込後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

2. 不慮の事故等の定義

第2条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この保険契約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、次の各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見

できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この保険契約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) 被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渇は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

3. 保険金の支払

第3条＜保険金額の指定＞

保険契約者は、この保険契約の締結の際、災害保険金額、死亡保険金額（以下、総称して「保険金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

第4条＜保険金の支払＞

1 災害死亡保険金、死亡保険金（以下、総称して「保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害保険金額
受取人	保険金受取人
支払事由に該	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当

当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	したとき ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱
----------------------------------	---

(2) 死亡保険金

支払事由	被保険者が、契約日からその日を含めて2年以内に死亡したとき	被保険者が、契約日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に死亡したとき
支払額	別表10に定める金額	死亡保険金額
受取人	保険金受取人	保険金受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または保険金受取人の故意 ②責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または保険金受取人の故意 ②責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

- 2 保険金を支払うときに保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、保険金からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 3 災害死亡保険金の免責事由に該当した場合で、保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させ、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 4 被保険者が、戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した場合（地震、噴火または津波によって災害死亡保険金の支払事由に該当した場合を含みます。）でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条く死亡保険金の支払に関する補則＞

- 1 災害死亡保険金が支払われる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、死亡保険金は支払いません。
- 2 免責事由に該当して、死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険料積立金（死亡保険金の支払額を上まわる場合は、死亡保険金の

支払額と同額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。

- 3 死亡保険金の免責事由に該当した場合で、保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、死亡保険金の残額をその他の保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。

4. 保険金の請求、支払時期および支払場所

第6条く保険金の請求手続きく

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、保険金を請求してください。

第7条く保険金等の支払時期および支払場所く

- 1 保険金等は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
- 2 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡その他の保険金等の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
- (3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第27条く重大事由による解除く第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項第1号から第3号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号から第3号までに定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号から第3号までに定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合におけ

る、前項第1号から第3号までに定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項第1号から第3号までに定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 前項第1号から第3号までに定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日

4 前2項の確認をする場合、会社は保険金等を請求した者（代表者）に通知します。

5 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5. 保険契約者等の代表者

第8条＜保険契約者、保険金受取人の代表者＞

- 1 保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

6. 保険料の払込

第9条＜保険料の払込＞

1 第2回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第10条＜保険料の払込方法（経路）＞第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

(2) 半年払契約または年払契約の場合

半年単位または年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金受取人）に払い戻します。

3 第1項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料については、次のとおり取り扱います。

(1) 第1項第1号の契約の場合、保険料は払い戻しません。

(2) 第1項第2号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。

4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。

5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第7条＜保険金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。

- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

第10条＜保険料の払込方法（経路）＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法（経路）に限りします。
 - (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りします。）
 - (4) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める範囲で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第11条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞

猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。

第13条＜保険料の自動振替貸付＞

- 1 保険料の払込がないままで猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約払戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- 2 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が解約払戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときはその元利金を差し引きます。）をこえない間行われるものとします。
- 3 本条により貸し付ける保険料相当額は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合
3か月分の保険料に相当する金額。ただし、前項の規定により3か

月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

(2) 年払契約または半年払契約の場合

払い込むべき保険料に相当する金額

4 本条の貸付は猶予期間満了時に貸し付けたものとします。

5 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日（月払契約においては、会社の定める日）ごとに元金に繰り入れます。

6 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

第14条＜保険料の自動振替貸付の取消＞

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了の日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者からつぎの各号のいずれかの請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

(1) 保険契約の解約

(2) 保険金額の減額

(3) 払済保険への変更

第15条＜保険料の前納＞

1 保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、つぎのとおり将来の保険料を前納することができます。

(1) 月払契約の場合

当月分以後の6か月分または12か月分の保険料を前納することができます。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引きます。

(2) 半年払契約または年払契約の場合

① 将来の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で割引きます。

② 前①の規定により割り引かれた前納保険料は、会社の定める利率の利息をつけて積み立てておき、半年単位または年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

2 会社は、保険料払込期間中に保険契約が消滅したときに、前納保険料の残額がある場合は、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金受取人に払い戻します。

第16条＜保険契約の復活＞

1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの延滞保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。

2 第19条＜保険契約者に対する貸付＞第6項の規定により効力を失った保険契約を復活させる場合には、会社所定の金額も払い込んでください。

3 第1条＜会社の責任開始期＞の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条＜会社の責任開始期＞第2項の「契約日」は、「復活日」と読み替えます。

4 保険契約の復活に際しては、保険証券は発行しません。

7. 契約内容の変更

第17条＜払済保険への変更＞

- 1 保険契約者は、契約日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に限り、会社の定める範囲で、保険契約について、将来の保険料の払込を中止し、この保険の払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 払済保険の保険金額は、解約払戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときはその元利金を差し引きます。）をもとに会社の定める方法により計算します。
- 4 本条の変更は、次の払込期月中の契約応当日から効力を生じます。
- 5 払済保険の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第18条＜保険料の払込方法（回数）の変更＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

8. 保険契約者に対する貸付

第19条＜保険契約者に対する貸付＞

- 1 保険契約者は、解約払戻金額の9割（保険料払込済の保険契約については8割とし、また、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの貸付金の元利金を差し引きます。）の範囲内で、会社の定めた方法で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の貸付を取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 4 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の自動振替貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 5 本条の貸付および保険料の自動振替貸付の元利金が解約払戻金額をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

9. 保険契約者等の変更

第20条＜保険契約者の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第21条く会社への通知による保険金受取人の変更>

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の保険金受取人に、保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第22条く遺言による保険金受取人の変更>

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第23条く保険金受取人の死亡>

- 1 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 2 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- 3 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第24条く保険契約者の住所の変更>

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社へ通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 契約の取消し・無効・解除**第25条く詐欺による取消し>**

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第26条く不法取得目的による無効>

保険契約者が保険金（この保険契約に付加されている特約の保険金、給付金、保険料の払込免除を含み、その名称の如何を問いません。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料

は払い戻しません。

第27条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または保険金受取人が、保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
 - (6) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
- 4 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、他のいかなる規定にかかわらず、第1項第5号の規定により保険契約が解除

された場合には、会社は、解約払戻金その他一切の金員を支払いません。

- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

11. 解約・払戻金

第28条<解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第29条<保険金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 災害保険金額が減額され、死亡保険金額が会社の定める限度をこえたときは、死亡保険金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 死亡保険金額が減額され、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときは、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
- 4 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の規定により保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。
- 6 本条の規定により保険金額を減額した場合に、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、支払うべき金額をこれらの貸付金の元利金の返済にあてます。

第30条<払戻金>

- 1 解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 払戻金の支払時期および支払場所については、第7条<保険金等の支払時期および支払場所>の規定を準用します。

第31条<受取人による保険契約の存続>

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者でないこと
 - (2) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してく

ださい。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに保険金の支払事由が生じ、この保険契約が消滅する場合で、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第32条＜年齢の計算＞

- 1 被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第33条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、会社は保険契約を取り消すことができるものとし、会社が保険契約を取り消した場合は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。
- (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
- (1)すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
- (2)すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、保険金の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき保険金から差し引きします。

13. 契約者配当

第34条＜契約者配当＞

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

14. 時効

第35条＜時効＞

保険金、保険料積立金または解約払戻金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合は消滅します。

15. 管轄裁判所

第36条＜管轄裁判所＞

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

16. 保険料一時払特則

第37条＜保険料一時払特則＞

- 1 本特則は、この保険契約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険料の払込方法（回数）は一時払とします。
 - (2) 第9条＜保険料の払込＞、第10条＜保険料の払込方法（経路）＞、第11条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞、第12条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞、第13条＜保険料の自動振替貸付＞、第14条＜保険料の自動振替貸付の取消＞、第15条＜保険料の前納＞および第17条＜払済保険への変更＞の規定は適用しません。
 - (3) 第1条＜会社の責任開始期＞第1項第1号中、「第1回保険料」とあるのを「一時払保険料」と読み替えます。
 - (4) 第1条＜会社の責任開始期＞第1項第2号中、「第1回保険料相当額」とあるのを「一時払保険料相当額」と読み替えます。

17. その他

第38条＜保険金の請求の際の必要書類に関する特則＞

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

リビング・ニーズ特約

(2025年12月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の保険料の払込＞

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日に遡って消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日に遡って減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこと

特約

リビング・ニーズ特約

とした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。

- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニーズ保険金の受取人の代理人としてリビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受

取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過した日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条＜指定代理請求人の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条＜リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保

險契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第14条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第16条<管轄裁判所>

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第18条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第19条<主契約に定期特約、逦減定期特約、逦増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則> (記載省略)

第20条<主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則>

(記載省略)

第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

(記載省略)

第22条<主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則>

この特約を終身保険〔無選択型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類(別表1)を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日(必要書類(別表1)が会社に到着した日をいいます。以下同じ。)が主契約の契約日からその日を含めて2年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の主契約の死亡保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日に遡って消滅するものとします。
- 4 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 5 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 7 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 8 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会

社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元
利金を差し引きます。

9 リビング・ニーズ保険金の受取人は第7項を除き、
被保険者以外の者に変更することはできません。

(2) 第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の
規定は適用しません。

第23条<主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則>
(記載省略)

**第24条<主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金
型〕の場合の特則>**
(記載省略)

**第25条<主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特
則>**
(記載省略)

**第26条<主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険
〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・
無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕
の場合の特則>**
(記載省略)

**第27条<主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療
保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕、医療保険〔無解
約払戻金2020〕、医療保険〔無解約払戻金2023A〕、医療
保険〔無解約払戻金2023B〕の場合の特則>**
(記載省略)

**第28条<主契約が引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和
型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、
引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則>**
(記載省略)

**第29条<主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の
場合の特則>**
(記載省略)

**第30条<主契約が無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕の
場合の特則>**
(記載省略)

第31条<組立型総合医療保険〔2025〕に付加する場合の特則>
(記載省略)

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

特約

指定代理請求特約

- (3) その他前2号に準じる状態(給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。)であると会社が認めた場合
- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
- (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条＜特約の消滅＞

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞の規定を適用します。

第9条＜主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用＞

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条＜主契約ががん保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱＞

（記載省略）

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱＞

（記載省略）

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用＞

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条＜保険料率＞

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条＜保険料の払込＞

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用＞

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条＜保険料率＞

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条＜保険料の払込＞

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとし、
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとし、
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条＜第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱＞

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条＜指定カードまたはカード会社の変更＞

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変

特約

保険料クレジットカード支払特約

更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
- (3) 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特

約の全部または一部が附加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。

- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に附加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に附加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途附加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途附加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途附加する場合の附加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の附加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

責任開始期に関する特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

第2条<責任開始期および契約日>

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期とします。
 - (2) 前号の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、責任開始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条<第1回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 4 前条第2項または第3項の規定により月払の保険契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第4条<第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合>

- 1 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する給付金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき給付金等から差し引きます。また、第2回以後の保険料について、主約款または特約の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき給付金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、支払うべき給付金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。

特約

責任開始期に関する特約

第1回保険料（注1）の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

- 3 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

（注1） 第1項の規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2） 主約款または特約の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第5条＜第1回保険料が払い込まれないことによる無効＞

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

- 2 前項の規定によって主契約および特約を無効とした場合、保険料積立金その他払戻金の払い戻しはありません。

第6条＜特約の解約＞

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第7条＜第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金＞

第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約払戻金はありません。

第8条＜主約款の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険料口座振替特約の＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞の規定、＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

- (2) 振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、つぎのとおり取り扱います。

- ① 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となったとき（第1回保険料から口座振替を行う場合で、提携金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかったときを含みます。）

- (ア) 月払の保険契約の場合

- (a) 翌月の振替日に第2回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

- (b) (a)の口座振替も不能となった場合は、翌々月の振

替日に第3回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(i) 年払または半年払の保険契約の場合

(a) 振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、振替日の属する月の翌々月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となったとき（①に該当する場合を除きます。）

(f) 月払の保険契約の場合

翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(i) 年払または半年払の保険契約の場合

振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(3) 前号の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、この特約または主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条<保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

この特約を保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合には、保険料クレジットカード支払特約の<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>の規定および<契約日等の特則>の規定は適用しません。

第11条<団体取扱特約等とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

第12条<がん保険に付加した場合の特則>

(記載省略)

第13条<被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合の特則>

1 この特約を終身保険〔無選択型〕等の被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合には、第2条<責任開始期および契約日>第1項第1号中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのを「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

2 前項にかかわらず、この特約を保険料払込免除の保障があるこども保険に付加した場合には、第2条第1項第1号中、「被保険者」とあるのを「保険契約者」と読み替えます。

第14条<健康割引特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

別表 1 請求書類

< 終身保険〔無選択型〕 >

1. 保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
保険金 ・ 災害死亡保険金 ・ 死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書 （ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 災害死亡保険金の場合には、つぎの書類 (1) 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） (2) 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
解約等 ・ 解約 ・ 保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	・ 会社所定の請求書
契約内容の変更 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料の払込方法（回数）の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険証券
保険契約者に対する貸付	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
保険契約者等の変更 ・ 保険契約者の変更 ・ 保険金受取人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者の住民票 ・ 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書
遺言による保険金受取人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 遺言書の写し
受取人による保険契約の存続	・ 会社所定の請求書 ・ 受取人の印鑑証明書 ・ 受取人の戸籍抄本 ・ 債権者等への支払を証する書類

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<リビング・ニーズ特約>

項 目	必 要 書 類
リビング・ニーズ保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
指定代理請求人の変更	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表10 死亡保険金の支払額

つぎの算式によって計算される金額とします。

1. 保険料の払込方法（回数）が月払、半年払または年払の保険契約
（保険金額に対する月払保険料）×（被保険者が死亡したときまでの経過月数）
2. 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約
保険金額に対する一時払保険料相当額

（注1）「被保険者が死亡したときまでの経過月数」は、契約日から被保険者の死亡日までの月数をいいます。なお、端数は切り上げます。

（注2）保険金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険金額であったものとして計算します。

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めます。

- つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

- ※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス；<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金等ご請求手続きの流れ

保険金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、保険金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はご相談ください。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



6 保険金等のお受取り

担当代理店 またはアフラック

2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



5 お支払い

保険金等をお支払いします。

アフラック保険金コンタクトセンターで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00

●月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページから、いつでも簡単・スピーディに
給付金・保険金請求のお手続きができます。

●こちらからアクセス



●キーワードで検索

アフラック 給付金

検索

説明事項ご確認のお願い

ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）
- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 保障の開始について
- 保険料のお払込方法について
- 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいこととなりますので、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

2026年2月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種手続き

コールセンター 0120-5555-95